

有識者会議における検討の方向性に関する事項（たたき台案）

※ 本案は、今後の検討のために、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（以下「推進法」という。）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月閣議決定）等に基づき、これまでの文化審議会国語分科会報告（令和2年3月）、協力者会議報告（令和3年8月）などで議論されてきた内容等を踏まえ作成したもの。

1. 日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について

- (1) 制度創設の背景・経緯
 - ・現状・課題を含めた背景・経緯
- (2) 日本語教育の質の維持向上を図るための仕組み全体の方向性
 - ①日本語教育機関の認定制度の在り方
 - ②認定された日本語教育機関における教員の資格の在り方

2. 日本語教育機関の認定制度に関すること

- (1) 認定の基準
 - ①基本的な考え方
 - ②認定基準の基本的な構造
 - ・総則
 - ・教育の内容・方法等に関する評価
 - ・人的・物的な体制の評価 など
 - ③具体的な審査基準の方向性
 - ④「就労」「生活」への対応の方向性
- (2) 認定の手続
- (3) 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表（定期報告を含む）
 - ①基本的な考え方
 - ②具体的な公表項目等
- (4) 認定された日本語教育機関の評価（自己評価、第三者評価等）
 - ①基本的な考え方
 - ②具体的な評価項目
- (5) 認定基準に関する経過措置

★主に、今回の会議で御議論いただきたい論点は、

- ・1. (2)①日本語教育機関の認定制度のあり方
- ・2. 日本語教育機関の認定制度に関すること

※日本語教師の資格化については、次回会議以降に御議論いただく予定

3. 日本語教師の資格化に関すること

- (1) 筆記試験
 - 筆記試験の内容（令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）
 - 筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲
- (2) 教育実習
 - 教育実習の内容（令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）
 - 教育実習の免除の対象者
- (3) 指定日本語教員養成機関
 - 具体的な指定基準
- (4) 日本語教員の登録に関する経過措置

4. その他

※ 本会議で方向性について、①日本語教育機関認定基準、②指定日本語教員養成機関基準等を国語分科会日本語教育小委員会において専門的な議論を予定

有識者会議における検討の方向性（たたき台案）

1. 日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について

昨年度までの議論や第1回・第2回のヒアリングに基づき、背景・経緯を整理

（1）制度創設の背景・経緯

（背景・経緯）

- 近年、我が国を訪れる外国人は急激に増加しており（令和3年12月末で約276万人）、これに伴い日本語学習者も増加し続けている（令和元年で約28万人）。留学生の増加とともに、技能実習制度の創設（平成29年）や特定技能制度の創設（平成31年）等による外国人労働者やビジネス関係の外国人等の増加に伴い、日本語学習者の増加のみならず日本語学習のニーズの多様化が進んでいる。コロナ禍において一時的に学習者数の減少はみられるが、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込みである。
- そうした外国人の中には、我が国において生活するために必要な日本語能力が十分でない者も多く存在し、こうした外国人は日常生活、社会生活を円滑に営むことができないため、社会的に疎外されているとの指摘もある。外国人を我が国の社会に包摂し、共生社会を実現する観点から、我が国において生活するために必要な日本語能力を身に付けられる環境の整備が必要となっている。
- 日本語教育機関も急速に増加している一方で、国内における日本語教育機関における日本語教育の質に関する共通の指標が存在せず、学習者、外国人を雇用する企業や経済団体、生活者として受け入れている地方自治体等では、日本語教育の水準を確認することが困難な状況が指摘されている。また、学習者の増加に伴い、日本語教育の担い手、特に専門性を有する人材の養成・確保が重要な課題となっている。
- このような中で、今後の留学生や外国人労働者の増加を見据えて、日本語教育の機会及び必要な日本語教育の環境整備を質・量の両面から充実していくことが不可欠となっている。

（政府における取組）

- 国においては、平成30年に外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）をとりまとめるとともに、我が国に居住する外国人が円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」

(以下「推進法」という。),「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)」(以下「基本的方針」という。)が策定され、政府全体が日本語教育の環境整備を推進することとしている。

- 同推進法及び基本的方針においては、国内における日本語教師の資格の整備や、日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備について検討し必要な措置を行うことが明記された。
- 日本語教師の資格化については令和2年3月に文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について(報告)」、日本語教師の資格及び日本語教育機関の評価制度の仕組みについては、令和3年8月に日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」(以下「令和3年協力者会議報告」という。)がまとめられている。
- また、日本語教育の維持向上の観点から、今後の日本語教育の内容・方法等については文化審議会において令和3年10月に「日本語教育の参照枠(報告)」及びその活用のための手引きがとりまとめられ、令和4年度からは、「留学」「就労」「生活」のモデルカリキュラム開発を開始した。
- 日本語教育人材については、文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、「留学」「就労」「生活」などの多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言され、今後の日本語教育人材に必要な教育内容・方法等の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施している。
- あわせて地域における日本語教育の環境整備を推進するため、都道府県・政令指定都市による日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりの支援を推進している。

(日本語教育に関する課題)

○ 現在の日本語教育については、次のような課題が指摘されている。

(例)

《共通する課題》

- ・ 学習者等が日本語教育施設を選択する際、教育の水準について正確かつ必要な情報を得ることが難しい状況。
- ・ 日本語学習ニーズの多様化に対応できる、専門性を有する日本語教育機関、日本語教師の質的・量的確保が不十分。
- ・ 我が国における日本語教育を行う機関は多種多様であるが、日本語教育の質の確保の観点から組織的に改善充実を図る十分な仕組みが存在しない。
※入管庁「在留外国人に対する基礎調査（令和2年度）報告書」

《留学生対象の日本語教育機関（法務省告示校）等における課題》

- ・ 校長等が機関の目標、教育課程の目的・内容を十分に把握していない。
- ・ 教員数の不足、教員の経験不足。
- ・ 募集要項等に記載されている入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離。
- ・ 教員や職員の業務過多等、体制が十分でないため、我が国の環境に慣れない外国人留学生に最低限必要な学習指導・生活指導・進路指導、住居などの指導に関する時間が不十分、出席管理が十分にできていない。
- ・ 生徒の母語への対応(通訳・翻訳配置)が不十分。
- ・ 入管法に基づく在留管理上の観点から留学生を受け入れる機関を告示する制度があるが、教育的な観点からの質の確認・担保が十分でなく、教育環境が十分に整っていない機関が散見される。

《地域における日本語教育の課題》

- ・ 学習者ニーズの多様化・増加(技能実習、特定技能、ビジネス関係等の家族を含めた「生活者としての外国人」の増加と求められる習得レベルの多様化)
- ・ 高齢化に伴うボランティアの不足。
- ・ 教育プログラムの策定やボランティアの指導等にあたる専門人材（日本語教育コーディネーター、日本語教師）の不足、確保の方向性。
- ・ 多様なニーズに対応するための日本語教育機関との具体的な連携の方向性。
※入管庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」
「地域の日本語教育に関する課題」への回答では、「人員不足」が最多（58%）
※文化庁調べ

「地域における日本語教育に携わる人材で特に求められている人材」への回答では、「日本語学習支援者（ボランティア）」（52 自治体）、「地域日本語教育コーディネーター」（50 自治体）「日本語教師」の順が多い。

《就労者に対する日本語教育の課題》

- ・ 外国人材受け入れのニーズは高いが、日本語習得が十分でない外国人材に対し企業側ではコミュニケーションに不安
- ・ 仕事・生活両面でのコミュニケーション支援のため、継続的な日本語のサポートが必要
- ・ 受け入れ企業や関係団体では人手、ノウハウが不足しており、専門の日本語教育機関や講師の確保・充実が必要

※日本商工会議所「多様な人材の活躍に関する調査」（2020）

「特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組」への回答は、「外国人材に対する日本語教育の充実」が最多（47%）

○ 人材の確保、養成・研修について

※ 第4回以降に議論予定

- 以上のようなこれまでの議論、日本語教育の課題や成果などを踏まえつつ、本会議では、日本語教育の推進に関する法律等に明記された今後の日本語教育機関の評価、及び日本語教師の資格化について、新たな制度の創設とその具体的な在り方を検討するとともに、上述のような日本語教育の多様なニーズに対し、これらの制度をどのように活用して日本語教育全体の推進を図っていくかについて提案する。

(2) 日本語教育の質の維持向上を図るための仕組み全体の方向性

- (1) の状況を踏まえ、推進法第一条の目的に基づき我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するよう、推進法第三条の基本理念に定められている次の方向性を踏まえた仕組みを検討する。
 - ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図る
 - ②日本語教育の水準の維持向上
 - ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
 - ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- これらの基本理念等を踏まえた新たな仕組みとして、我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人が希望する日本語教育の機会が得られるよう、
 - ①日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する一定の基準を満たす日本語教育を行う機関を国が認定する(推進法附則第二条)、②認定する機関において日本語教育を指導するために必要な知識・技能を習得した教員の資格を整備(推進法第二十一条)することにより、日本語教育の適正かつ確実な実施を推進していくことが必要である。
- 外国人が希望する日本語学習の目的やレベルが多様化している中で、認定を受け日本語教育の質が確保された日本語教育機関を可視化し、これらの活用を促進するための情報発信等の仕組みとともに、国家資格を有する日本語教師が社会的に認知され活躍することが可能となる仕組みとなるような制度を検討する。
- 新たな制度が教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携によって活用が促進されるとともに、地域における日本語教育環境の基盤として、地方自治体、国際交流団体等教育機関、経済団体等との連携による生活者、就労者としての外国人に対する日本語教育の充実を図るための取組に資するような仕組みとして全体像を示すことが必要である。

①日本語教育機関の認定制度

- 我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るため、日本語教育機関において提供する教育課程に教員配置等の教育環境が整備された機関が一定の基準を満たした場合には、それらの教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、国(文部科学大臣)の認定を受けることとする。
- 国の一定の基準を満たした認定日本語教育機関については、留学生、就労者、生活者等で日本語学習を希望する者や、日本語教育の提供を必要とする地方自治体、企業等のニーズを踏まえた教育課程、教育環境等の情報提供を行う。
- 国は、認定された日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等を活用して公表し、国内外の学習者や関係者が、一定の質が保証された日本語教育機関を選択できるような環境を整備する。また、認定された日本語教育機関は、生徒募集の広告等に国が定める表示を付することができることとする。
- 日本語教育機関自身も自己点検や情報公表に継続的に努めることで、関係者に対する説明責任を果たしつつ、絶えず自己改善に努める、いわゆる内部質保証システムを機能させる。
- 認定後も教育の水準が維持されるよう、国は、認定された日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し定期報告を求める。その他、学習者等に対し虚偽の情報提供がなされるなど何らかの課題が認められ必要な場合には、段階的な是正措置を講ずることができることとする。

②認定された日本語教育機関における教員の資格

第4回以降、議論

※ 第4回以降に議論予定

2. 日本語教育機関の認定制度に関すること

(1) 認定の基準

★今回御議論いただきたい箇所

認定基準の基本的な
考え方を新たに記載

①基本的な考え方

- 日本語教育機関の認定基準は、推進法において、「日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない」とされていること、また、基本的な方針において「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされていることを踏まえ、様々な目的を持った外国人等が自立した日本語の言語使用者となることができるよう策定する方向性を検討する。
- これに対応するため、認定日本語教育機関の認定は、「留学」(※)「就労」「生活」の類型を設け、習得レベルとしては、自立した言語使用者となるまでの多様な目的を持った日本語教育に対応できるものとする。その上で、日本語教育機関の認定においては、機関が備える人的・物的な体制の評価と、教育の内容に関する評価の両視点から確認する。
- また、日本語に通じない外国人に対して質の高い日本語教育の提供を図ることができるよう、認定を受ける全ての機関が共通して最低限備えることが必要な事項を確認する。
- その際、日本語教育の特性を踏まえつつ、教育機関として評価する基本的事項については、現行の専修学校制度、各種学校制度、法務省告示校制度での日本語教育機関の運用実績を踏まえ、「留学」類型の機関については、現行の法務省告示基準などを参考に、課題の改善を含め、教育の質の維持向上を目指した基準とすることを基本とする。
- なお、認定基準を満たせば設置者の種別や機関の施設種別は問わずに認定を受けられる制度とし、例えば、地方自治体が生活者を対象とした場合や、大学の別科についても留学生を対象に専ら日本語教育を実施する場合は認定対象となることとする。

(※) ここでの「留学」は在留資格「留学」で活動する外国人を主な対象とする。

②認定基準の基本的な構造

★今回ご議論いただきたい箇所

○総則

目的を踏まえた認定基準の基本的枠組み等について規定

○人的・物的な体制の評価

収容定員等、教員、施設・設備、入学者の募集等、生徒への教育及び生活上の支援体制について規定

○教育の内容・方法等に関する評価

教育課程等、機関が自ら教育活動等の質を維持・向上するための体制について規定

※教育課程の内容に係る基準や審査上の観点などは、最終的に文化庁国語分科会日本語教育小委員会で審議予定。

③具体的な審査基準の方向性

★今回御議論いただきたい箇所

審査基準の各項目の
方向性を新たに記載

※具体的な審査基準については、以下のイメージをもとに一定の日本語教育の質を確保した機関として必要な方向性などをさらに検討

○総則

総則において、個別の確認項目を規定する前提として、

- ・ 社会の要請に応じ、認定日本語教育機関の目的を達成するため、日本語教育機関が「留学」「就労」「生活」類型に係る日本語教育の適切な目的・目標を定め組織的な教育を行うこと
- ・ 認定基準はあくまで最低基準であり、その教育水準の維持向上に努めること等を規定することについて検討する。

○人的・物的な体制の評価

【収容定員等】

日本語教育の質を担保するためには、その特性を踏まえた生徒の数が教員数や施設・設備等の条件に対して適正である必要がある。

- ・ 他の専修学校・各種学校設置基準や法務省告示基準を参考に、教員数や施設・設備等を考慮して適正な収容定員を定めること
- ・ 初年度は一定の上限を設けることや、増員についてもその規模や頻度について制限を設けること
- ・ 機関全体の収容定員だけでなく、同時に授業を受ける生徒の数についても、生徒一人一人と教員が向き合える環境を確保する観点からふさわしい一定人数以下に制限すること

等を検討する。

※専修学校、各種学校の基準などについては参考資料1の1ページ参照

【教員】

- ・教員については、授業を担当する教員はすべて国家資格保有者でなければならないこととして、その質を担保することとし、各機関における教員の数や教員組織の体制なども教育の質を担保する上で重要な要素であるため、認定基準で確認すること
- ・教員組織を統べ、機関全体を管理する校長について、これまでの審査などを参考に要件を定めることとするとともに、主任教員や生活指導担当者などの体制も求めること
- ・また、教員の数や授業担当時間数の上限について、これまでの審査などを参考に定めること

等を検討する。

【施設・設備】

教育の質を担保するためには、生徒数に見合った広さを持つ校舎が確保され、教育活動等に必要な施設・設備が設けられている必要がある。このため、専修学校・各種学校基準、法務省告示基準を参考に、

- ・生徒数に応じた校舎及び教室の面積を確保することを求めるとともに、教育に不可欠な施設・設備の設置を求めること
- ・教育を安定的、継続的に実施するため、校地・校舎は設置者の自己所有か、又はそれに準ずるものとする

等を検討する。

【入学者の募集等】

入学者の募集や選考が適正に実施されることは、各機関の教育の目的や目標に即した適切な教育活動が実施される上で重要であるとともに、生徒にとっても個々のニーズに合った機関を選択する上で重要なものとなる。このため、入学者の募集に当たっての情報提供や記録の保存等に関する事項について、これまでの基準等を参考に規定を検討する。

さらに、我が国への外国人留学生の適正な入国を担保する観点から、現行の法務省告示基準において定められた入学者の募集や選抜に関する基準と同様の基準を出

入国在留管理庁が定めることを予定しており、当該基準を満たしていることを求めることとする。

なお、入学者の募集や選抜については、「就労」や「生活」類型の機関については、選抜を実施しないなど「留学」類型とは大きく異なる実態があり、後述のとおり、入学者の募集等に関する基準は適用しないこととする。

【生徒への教育及び生活上の支援体制】

主として外国人を対象に教育を行う日本語教育機関においては、生徒への教育上及び生活上の支援が適切に行われることは、日本語教育の達成のみならず、生徒が我が国社会で円滑に生活していく上でも重要である。また、在籍管理が適正に行われ、静謐な環境が整うことが教育の質を確保する観点からも重要である。このため、認定基準において、

- ・生徒への在学中の教育及び生活上の支援体制を求めると共に、卒業後の進路を支援する体制を求めること
- ・生徒や教職員の健康診断等の健康管理の体制を有していることについても確認すること
- ・生徒の出欠管理に関する基準を現行の法務省告示基準と同様に定めるとともに、出入国在留管理庁が定めることを予定している留学生の在留管理に関する基準を満たすことを求めること

等を検討する。

なお、生徒の在籍管理等については、日本語教育機関への在籍を理由に在留が認められる「留学」類型において確認が必要なるものであるため、後述のとおり、「就労」や「生活」類型の機関には適用しないこととする。

○教育の内容・方法等に関する評価

【教育課程等】

教育課程等は日本語教育機関における教育活動の根幹であり、自立した言語使用者を育成するために必要な教育課程等の要件として、認定基準においてその外形や教育内容等について規定することを検討する。

例えば、「留学」類型の機関であっても、当該機関に留学生として入学する者の目的は多様であり、進学、就職、自己研鑽等多様な目的に応じて、教育課程の目的・目標は多様な在り方が認められるものとする。

その上で、教育課程等の外形については、修業期間、授業時数、単位時間等について、これまでの運用実績等を踏まえつつ、法務省告示基準を参考に規定することを検討する。

また、教育課程の内容・方法等について、文化審議会国語分科会が策定した「日本語教育の参照枠」に基づいた基準を文部科学大臣が定め、その基準を満たすことを求めることとする。

【機関が自ら教育活動等の質を維持・向上するための体制】

今般の認定制度においては、自己評価や情報提供等により機関が自ら教育活動等を改善していくためのいわゆる内部質保証の仕組みを盛り込むこととしている。

このため、認定基準においても、それらの活動を実施するための体制が整っていることを確認することとする。

また、日本語教育機関における日本語教育の質の維持・向上を図る観点からは、それに充てられる財政的な資源が適切に確保されていることが重要であるため、適正に財政運営を行うこととしていることを確認することとする。

※上記のほか、教育の継続性・安定性の観点から、原則として、機関の廃止や譲渡は少なくとも一定期間行わないことを求めることについて、運用も含めて検討する。

前回までの議論も踏まえ、
基本的な考え方を新たに
記載

④ 「就労」「生活」への対応の方向性

★今回御議論いただきたい箇所

- 「就労」や「生活」類型の機関については、「留学」類型とは異なり、法務省告示校制度等によるこれまで蓄積がないことや、令和3年協力者会議報告でも「今後要検討」とされたことも踏まえ、制度開始当初においては、「留学」類型を想定して定めた基準を活用して実績を積み、それを踏まえて段階的に基準の整備を行うことを検討する。
- 他方で、「就労」や「生活」類型の機関については、学習者が毎日まとまった時間の学習を行うことが困難であることや、学習者の目的が多様であること等により、より多様な形態の機関が存在する現状を踏まえると、「留学」類型の認定基準をそのまま適用することは実態にそぐわないものと思われる。
- このため、認定制度の開始直後においては、「就労」や「生活」の特性を踏まえた教育課程や教員、施設・設備に関する一部の基準について別の基準を定め、多様な機関が認定を受けられるように配慮することを検討する。
- その際、令和3年協力者会議報告では都道府県・政令市が申請主体として想定されていた「生活」類型の機関について、法務省告示校含む多様な主体が担っている現状を踏まえ、都道府県・政令市が主体となる機関以外の設置者についても、必要な日本語教育の体制整備について一定の要件を備えた機関を認定の対象とすることができることを検討する。
- 「就労」類型の機関は、地域の実情に応じて、外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した教育課程の編成等について相当の実績を有するとともに、それらの者との連携体制を確保することなどを検討する。
- 「生活」類型の機関は、他の設置主体が設置者となる日本語教育機関が、地方公共団体と連携した教育課程の編成等について相当の実績を有し、地域の実情に応じて、都道府県又は政令市との連携体制を確保し、かつ、教育課程の目的等が都道府県又は政令市が策定した日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第11条に定める基本的な方針等の基本方針と整合的であることの都道府県又は政令市の確認を受けていることなどを検討する。

(2) 認定の手続

- 各機関を認定しようとする際は、教育内容・方法や教育体制等専門的な観点からの審査が必要となることから、文化審議会国語分科会の下に審査委員会を設置するなど、有識者による審査を経る方向で検討する。
- 専修学校等については認可を受けた時点で既に制度的に担保されている事項について、国による認定の際に改めて図面等の書類を提出することを求めない等の配慮を行うこととする。

(3) 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表（定期報告を含む）

前回までの資料や議論に基づき整理

①基本的な考え方

- 教育活動の情報公表は、教育機関が自ら教育や組織、運営の状況等について継続的に点検・評価することで、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むものとして重要である。
- 定期報告については、認定後も一定の教育の水準が維持されるよう、認定後の教育活動の状況を国が把握し、指導・助言の端緒とするとともに、結果を取りまとめて公表し、活動状況を可視化する観点から、在り方を検討する。
- 情報公表する項目や方法については、専修学校や大学等の例を参照しつつ検討する。実効性あるものとするためには、各機関の管理者や担当職員の意識向上を併せて行うことも重要である。
- 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表については、①認定時や変更受領時に国が多言語で行う機関の情報公表、②国による機関から受領した定期報告の公表、③機関から社会に対する情報提供が存在するため、相互の関係を整理することが必要である。

★今回御議論いただきたい箇所

②具体的な公表項目等

- 情報公表については、学修成果や情報公表の状況等認定後の状況に関する事を含める方向で検討。この場合、類型「留学」については、現在法務省から法務省告示校に報告を求めている事項や頻度¹を踏まえつつ検討する。
- 上記を踏まえ、具体的な項目等については、別紙2の方向性で検討する。

具体的な項目案を別紙2で新たに記載

¹ 法務省告示基準では、修了認定者のうち大学等への進学者数等について修業期間の終了ごとに報告し公表することや、基準適合性の自己点検結果について年1回報告することなど、定期的な報告事項が定められている。

(4) 認定された日本語教育機関の評価（自己評価、第三者評価等）

①基本的な考え方

- 認定を受けた日本語教育機関における教育の質を維持・向上させていくためには、各機関が自らの教育活動等の運営状況を的確に評価し、現状を把握した上で、改善へ繋げていく内部質保証の体制を構築することが必要不可欠である。
- このため、認定制度においては、最低限以下に示す項目を含む自己評価を毎年実施することを義務とし、その結果の公表を求めるとともに、結果及び結果を踏まえた改善等の取組方針について国に報告することとする。
- さらに、客観的に日本語教育機関の質を専門的に確認する観点から、審議会の協力を得て、国による実施調査を実施する。
- その際、適切な第三者評価を実施する機関については、実地調査の頻度を減らすことにより、各機関による第三者評価の積極的な実施を促す。

具体的な項目案を
別紙3で新たに記載

②具体的な評価項目

★今回御議論いただきたい箇所

- ①を踏まえ、具体的な評価項目については、別紙3の方向性で検討する。

(5) 認定基準に関する経過措置

★今回御議論いただきたい箇所

要件をより具体的に記載

- 認定制度においては、日本語教育を担当する教員は登録日本語教員として国家資格を有する者であることが必要となる。
- 他方で、認定制度開始当初は国家資格を有する教員が十分確保できないことが想定されるため、一定の要件を満たす現職教員の配置をもって認定を受けることができる経過措置を設けることを検討する。
- 具体的には、認定制度開始当初における教員の配置について、現行の法務省告示校に関する告示基準を踏まえ、経過措置期間においては、登録日本語教員に代えて法務省告示校など質が担保された機関において一定期間以上日本語教員として勤務した経験を有する者を教員として配置することを可能とすることを検討する。

3. 日本語教師の国家資格に関すること

(1) 筆記試験

- 筆記試験の内容（令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）
※既存の民間試験も踏まえて検討。その際、登録日本語教員の資格取得には、筆記試験合格のほかに教育実習も要件とされることから、受験者の負担に配慮しつつ日本語教師の質・量の充実に資するよう、試験の内容、方法を検討
- 筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲
※令和3年協力者会議報告を踏まえ、法施行後、文部科学大臣が指定した指定日本語教員養成機関を修了した者については、筆記試験の一部²を免除

(2) 教育実習

- 教育実習の内容（令和3年協力者会議報告に加えて必要があれば検討）
※教育実習の担当教員の資格等を検討（(3)の指定日本語教員養成機関の指定基準の中で検討）
- 教育実習の免除の対象者
※令和3年協力者会議報告を踏まえ、法施行後、文部科学大臣が指定した指定日本語教員養成機関で養成課程を修了した者については、教育実習を免除

(3) 指定日本語教員養成機関

- 具体的な指定基準
※令和3年協力者会議報告に記載された項目を踏まえてさらに検討
※指定にあたっては、審議会等有識者による審査を経ることを検討
※本会議で方向性を取りまとめたのち、より詳細な審査基準について、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において専門的な議論を実施

² 令和3年協力者会議報告では、筆記試験は筆記試験①（日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定）と筆記試験②（現場対応力につながる基礎的な問題解決力を測定）に分けられ、指定養成機関修了者は筆記試験①を免除するとされている。

(4) 日本語教員の登録に関する経過措置

- 一定の要件を満たす現職教員について、円滑に登録日本語教員としての登録を受けられるよう、筆記試験や教育実習の免除を受けられる経過措置を設ける。
 - 具体的には、以下のいずれかの要件を満たす現職教員は、登録に当たり、経過措置期間は、それぞれに示す通り筆記試験や教育実習を免除する。
 - ・ 法務省告示校など質が担保された機関において一定期間以上日本語教員として勤務した者：日本語教育実践研修（いわゆる教育実習）の免除
 - ・ 日本語教育能力に関する民間試験のうち、筆記試験の出題範囲（※）の網羅性や、当該民間試験実施からの経過期間等について専門家により客観的な確認を受けたものの合格者：筆記試験の出題範囲の網羅性等を勘案し、筆記試験の全部又は一部の免除
- (※) 筆記試験の出題範囲は、令和3年8月の協力者会議報告において、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）において日本語教師の養成において必ず実施すべき内容として示された「必須の教育内容」の50項目に基づき出題する」とされている。

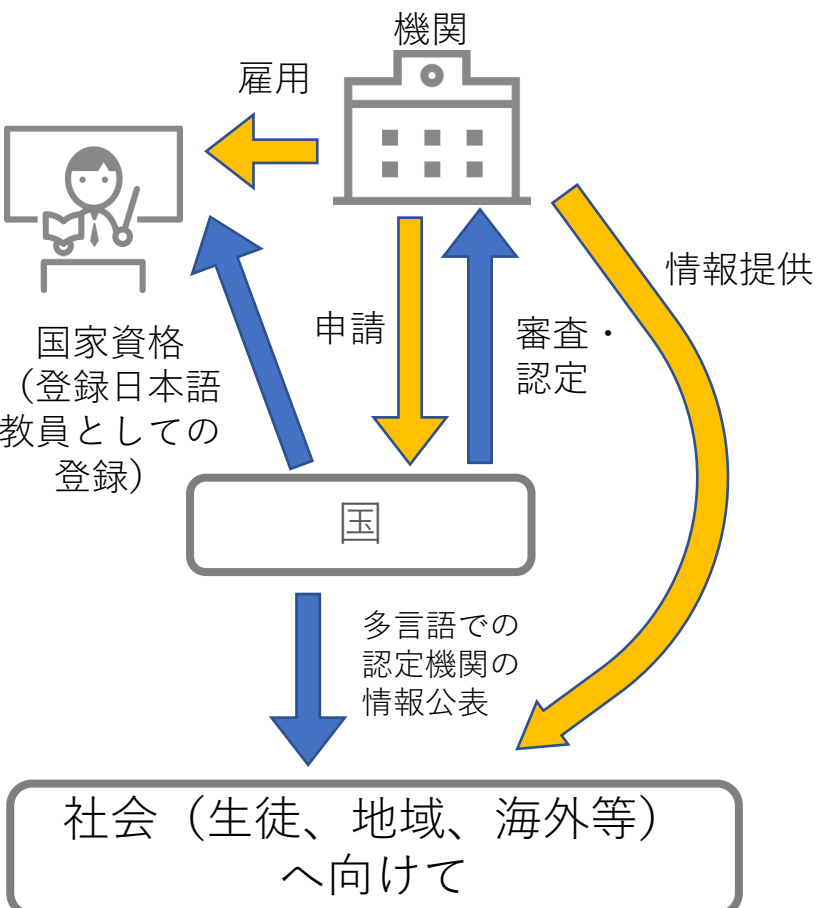
3. その他

- 登録日本語教員の情報の活用の在り方
- 日本語教師を対象とした研修の在り方
 - ※資格を取得した後もキャリアアップを図り、専門性を高めて様々な場で活躍できるような在り方を検討
 - ※登録日本語教員への研修だけでなく、日本語教育人材全体の資質能力の向上が必要であることに留意
- その他認定を受けた日本語教育機関及び登録された日本語教員の活用の在り方
 - ※登録日本語教員の資格保有者については、認定を受けた日本語教育機関以外の場でも活用を推進

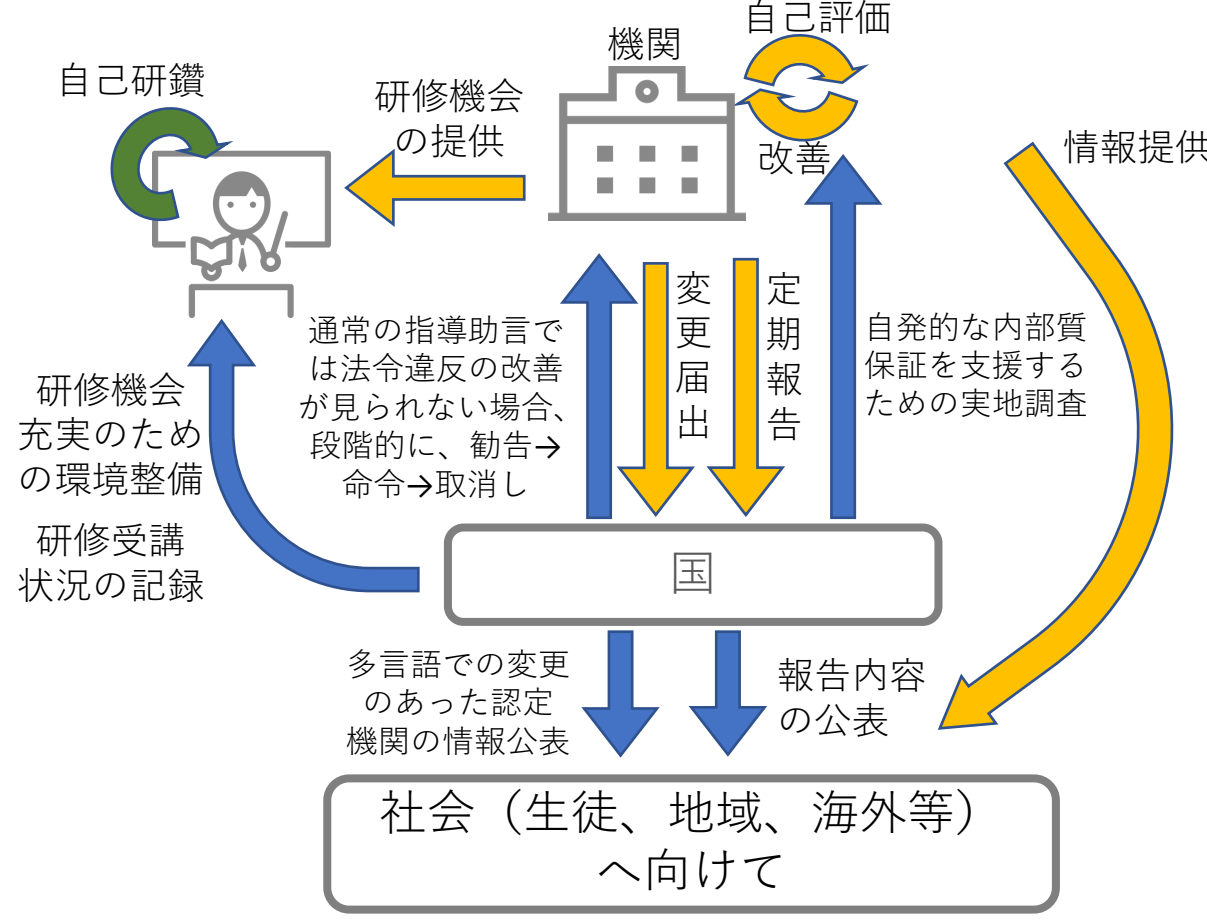
別紙

- 学習者や企業等が学習機会を適切に選択できるようにするため、各機関における日本語教育の内容等を機関の目的によって見える化するるとともに、学習者の学びを適切に評価することができるよう、日本語教育を行う機関が提供する教育内容の質を保証することを目指す。
- このため、一定の要件を満たす日本語教育機関を認定する制度を創設し、認定時点及び認定後において以下の仕組により質の維持向上を図る。

認定時点



認定後



- 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表については、①認定時や変更届受領時に国が多言語で行う機関の情報公表、②国による機関から受領した定期報告の公表、③機関から社会に対する情報提供が存在する。
- これらの情報の公表により、日本語学習を希望する者が国内外から質の保証された日本語教育機関に関する情報を直接入手できることや、各地域の自治体や企業等が日本語教育に関する連携先を探す等の社会にとっての利益に寄与するとともに、各機関の活動の見える化による質の向上を促す。

	①認定時や変更届時の情報公表	②定期報告の公表	③社会への情報提供
公表主体	国	国（定期報告の主体は機関）	機関
使用言語	日本語及び複数の外国語	日本語	日本語（複数の外国語の努力義務）
頻度（素案）	認定時及び変更時	年1回	任意
性質（素案）	認定基準等の法令上求められる最低基準の充足状況などの機関の基本的な情報の公表を行う。	各機関の教育活動を定期的に国が把握し、指導・助言の端緒とするとともに、横並びの事項について国が一元的に公表することで機関間の切磋琢磨を促す。	機関自らが教育活動等に関する情報を社会に提供することで説明責任を果たすとともに質向上に繋げる。
制度上規定する項目（素案）	<ul style="list-style-type: none"> ● 機関及び設置者の目的・名称・位置 ● 開設の年月日 ● 学則 ● 教員・職員組織（教員の学歴等を含む） ● 施設・設備 ● 収容定員 ● 部科及び課程その他の教育組織に関する事項 ● 日本語教育課程の概要 ● 修業年限・授業日数・時間・学期・休業日 ● 入学・退学・転学・休学・卒業の規定 ● 賞罰に関する規定 ● 生活上の支援体制 ● 寄宿舎に関する事項 ● 授業料・入学金・その他の費用 ● 機関が行う奨学金等の支援 ● 機関のwebページのURL 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学者数・在籍者数・修了者数・中退者数 ● 入学者募集の実施状況（入学要件や選抜方法を含む） ● 日本語教育課程の活動内容 ● 学習の評価及び課程修了の基準 ● 学習の成果（卒業時の生徒の日本語能力を含む） ● 修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援の実施状況 ● 生活上の支援の実施状況（健康診断含む） ● 進学者数・就職者数・主な進学先・就職先 ● 自己評価・第三者評価の結果、結果を踏まえた取組方針 ● 設置者の財務状況 <p>※「留学」類型の機関については、現在の法務省告示校に対して、主に在留管理の観点から出入国在留管理庁への報告が求められている、生徒の出席状況、退学の状況、資格外活動の状況、卒業時点の進路や日本語能力等について同等の内容を引き続き国への報告を求めるが、公表の対象とはしない。</p>	<p>①②の項目を参考としながら、各機関の特性や強み、所在する地域の状況、学習者・大学・企業等のニーズなどに応じ、各機関が独自に適切な項目を判断する。</p> <p>例えば、「就労」類型の機関については外国人雇用サービスセンターへの情報提供を推奨することも考えられる。</p>

- 認定を受けた日本語教育機関における教育の質を維持・向上させていくためには、各機関が自らの教育活動等の運営状況を的確に評価し、現状を把握した上で、改善へ繋げていく内部質保証の体制を構築することが必要不可欠。
- このため、認定制度においては、最低限以下に示す項目を含む自己評価を毎年実施することを義務とし、その結果の公表を求めるとともに、結果及び結果を踏まえた改善等の取組方針について国に報告することとする。
- さらに、客観的に日本語教育機関の質を確認する観点から、審議会の協力を得て、国による実施調査を実施。
- その際、適切な第三者評価を実施する機関については、実地調査の頻度を減らすことにより、各機関による第三者評価の積極的な実施を促す。

認定を受けた日本語教育機関

【自己評価】※義務化

- 評価項目（素案）
 - ✓ 教育の理念・目的・目標の達成状況
 - ✓ 機関運営（組織運営、人事、財務管理、意志決定システム、コンプライアンス体制の運営状況等）
 - ✓ 教育活動（教育課程の編成、学習の評価、等）
 - ✓ 生徒による授業評価（実施状況、結果の活用状況 等）
 - ✓ 学習成果（生徒の日本語能力の伸び、希望する進路の実現状況等）
 - ✓ 生徒支援（修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援の実施状況等）
 - ✓ 教育環境（施設・設備、教材、チューター等のサポート体制等）
 - ✓ 入学者募集（入学者の募集・広告、入学者選抜、授業料の適正性等）
 - ✓ 財務状況（財務基盤の安定性、財務計画の適正性、監査の実施状況等）
 - ✓ 法令遵守（日本語教育関係法令の把握・遵守、出入国管理関係法令等の把握・遵守等）
 - ✓ 地域・社会（地域貢献・社会貢献活動の実施状況等）
 - ✓ 情報公表（教育活動に係る情報公表の実施状況等）
 - ✓ 運営改善を継続的に行う仕組み（機関の評価の実施状況、教員の研修、教育課程の改善活動等）

毎年結果等の報告

国 審議会

【実地調査】

- 目的
 - ✓ 各機関の運営状況を直接確認することで、優れた取組みはしっかり評価・発信し、他方で、課題と思われる部分は指導・助言して改善を促すことで、各機関の自発的な内部質保証の取組みを支援する。
- 主体
 - ✓ 審議会の協力を得て文部科学省が実施する。
- 頻度
 - ✓ 各機関何年かに1度程度を想定。
 - ✓ 適切な第三者評価を実施する機関に対しては調査頻度を減らす。

実地調査

結果公表

結果公表

社会（生徒、地域、海外等）へ向けて